

役員報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人祥和会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人祥和会（以下「法人」という。）の役員等の報酬及び費用弁償等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事・監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会等の出席報酬等)

第3条 役員等が理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務等を行った場合であっても、第4条及び第5条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費は、交通費定額の範囲内の実費を支給する。

(理事の勤務報酬等)

第4条 理事長及び理事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、勤務時間が4時間に満たない場合は別表2の報酬の5割の支払いとすることができる。

2 交通費は、交通費定額の範囲内の実費を支給する。

(監事の勤務報酬等)

第5条 監事が理事会等（出席）以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、勤務時間が4時間に満たない場合は、別表2の報酬の5割の支払いをすることができる。

2 交通費は、交通費定額の範囲内の実費を支給する。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しないものとする。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

(報酬等支払い)

第9条 報酬等の支払いは、理事会等への出席の際に現金で支払うものとする。

2 報酬は平成31年4月1日以降に開催される理事会等から支払うものとする。

付 則 この規程は、平成 28 年 9 月 16 日より施行する。
 この規程は、平成 30 年 3 月 21 日より施行する。
 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1 役員報酬 (日額)

名 称	報 酬	交通費
理事会出席報酬等	10,000 円+源泉所得税	実費 (2,000 円以内)
評議員会出席報酬等	10,000 円+源泉所得税	実費 (2,000 円以内)
評議員選任・解任委員会出席報酬等	10,000 円+源泉所得税	実費 (2,000 円以内)

別表 2 (日額)

名 称	報 酬	交通費	備 考
理事長及び理事業務報酬等	10,000 円+源泉所得税	実費 (2,000 円以内)	
監事監査指導報酬等	20,000 円+源泉所得税	実費 (2,000 円以内)	

別表 3 (日額)

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	20,000 円	10,000 円+源泉所得税	実 費